

青森県報

第 二 百 五 十 一 号

令 和 二 年
十 二 月 二 十 五 日
(金 曜 日)

目 次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水 産 振 興 課) …… 一
- 土地収用法による事業の認定…………… (監 理 課) …… 一
- 公共測量の実施…………… (同) …… 三
- 証紙売りさばきの廃止…………… (会 計 管 理 課) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 公 営 企 業
- 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (病 院 局) …… 三

告 示

青森県告示第九百九号

漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令 和 二 年 十 二 月 二 十 五 日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)

区 域 区 分

青森県告示第九百十号

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 以下「法」という。 (第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。)

令 和 二 年 十 二 月 二 十 五 日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

上 北 郡 六 ヶ 所 村 大 字 泊 字 焼 山 三 二 〇 の 一
上 野 安 広
上 北 郡 六 ヶ 所 村 大 字 泊 字 焼 山 五 二 四 の 八
田 中 富 治

泊 区 域
泊 漁 業 協 同 組
合 の 地 区

総 ト ン 数 十 ト ン
以 上 二 十 ト ン 未
満 の 漁 船 に よ り
行 う い か つ り 漁
業

- 一 起業者の名称
十和田市
- 二 事業の種類
(仮称) 公共交通拠点整備事業
- 三 起業地

- 1 収用の部分
青森県十和田市稲生町地内
- 2 使用の部分
なし

- 四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、青森県十和田市稲生町地内に「 (仮称) 公共交通拠点」を整備する事業 (以下「本件事業」という。) であり、法第三十三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

- 2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業に必要な予算が、市議会において議決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

十和田市は、十和田湖や奥入瀬溪流、八甲田山系を含む市域面積の約三分の一が十和田八幡平国立公園に指定されており、十和田湖と奥入瀬溪流を観光拠点として、県内外から多くの来訪者が訪れている。

また、同市は上十三・十和田湖広域定住自立圏の中心市であり、通勤・通学や通院、買い物などの様々な目的で、周辺市町村からも多くの人が訪れている。

同市における地域公共交通（以下「地域交通」という。）は、民間交通事業者が運行する路線バスを中心にして、市が運行する予約制乗合タクシー、NPOが運行する自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送）などがあり、市民や来訪者の移動手段を担っている。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展、自動車依存の加速により、地域交通の利用者は年々減少傾向にあり、今後も減少が続いた場合、交通事業者は従来のサービス水準を維持することが難しくなり、地域交通の利便性が低下し、更なる利用者の減少を招く、負のスパイラルに陥いることが懸念される。

加えて、平成二十四年に十和田市駅が廃止されたことにより、同市における地域交通の「核」が失われ、交通結節点が不明確となっている。

今後、高齢化が進展していく中で地域生活の維持や周辺市町村との連携など、地域交通の果たす役割はより重要なものとなり、地域交通の利便性の確保・維持を図っていくことが不可欠なため、地域交通の「核」となるものが必要であり、更に観光振興や中心市街地の活性化、都市機能の集約化など、まちづくりとの整合を図りつつ、地域交通網を形成することが求められている。

本件事業の完成により、同市における地域交通の新たな「核」となり、公共交通の利便性向上により利用促進に繋がることにより、持続可能な地域交通体系の構築に寄与することが認められる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年青森県条例第五十六号）により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、低騒音型・排出ガス対策型重機を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしている。

また、本件事業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 起業地選定の合理性

起業者は、起業地を選定するに当たって、三箇所の候補地を挙げている。三案を比較すると、申請案は十和田市現代美術館に最も近いうえ、隣接地が令和三年度完成予定の高次・複合都市施設の整備予定地となっており、当該施設との一体利用が可能であり、利便性に優れている。また、経済性では、支障物件が少なく、用地補償費が抑えられ、総事業費が最も低額となる。三案を総合的に勘案した結果、申請案が利便性及び経済性で最も優れており、合理的な起業地であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

3 (一)で述べたように、地域交通の利用者は減少傾向にあるうえ、同市の交通結節点も不明確な状況となっていることから、交通拠点を整備し、地域交通網の形成を図る必要がある、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、同市では平成三十年に「十和田市地域公共交通網形成計画」を策定し、その具体の事業として位置付けられているのが「中心市街地における交通拠点の設定」であり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存しないため、使用の手段にはなじまないこと

から、取用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を取用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

十和田市役所商工観光課

青森県告示第九百一十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（三級基準点測量作業）

三 測量の期間

令和三年一月四日から同月二十九日まで

四 測量の地域

八戸市小中野八丁目地内

三級基準点一点

青森県告示第九百一十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和二年一月二十三日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市多賀台三丁目七の九

有限会社やまもと商店

二 売りさばき場所

八戸市多賀台三丁目七の九

青森県告示第九百一十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和二年十一月十八日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

北津軽郡板柳町大字夕顔関字西田四三の四

三橋 鐵代

二 売りさばき場所

北津軽郡板柳町大字夕顔関字西田四三の四

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十一号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一

部を次のように改正する。

第五十条中「病院」の下に「その他病院長が必要と認める場所」を加える。

第五十二条第一項第一号中「第九条」を「第十条及び第十二条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円